四					
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	㈡　ブラジル	五五・一五	一五一五・九〇―四一〇	〇五一一・九一―二〇〇	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
		五六・〇二	二一〇一・一一―二九〇	二〇〇五・九九―九一九	
		五六・〇三		二八・一九	
		五六・〇八		二八・二三	
		五七・〇四		二八・二六	
		五九・〇二		二九・二〇	
		五九・〇六			
		六〇・一一			
		六〇・〇五			
		六〇・〇六			
		六二・一四			
		六五・〇七			
		六八・〇四			
		六八・〇五			
		六九・〇三			
		七〇・一三			
		七一・一六			
		七一・一七			
		七三・〇九			
		七三・一〇			
		七三・一一			
		七三・一八			
		七三・二〇			
		七四・〇七			
		七六・〇八			
		七六・一六			
		八一・〇三			
		八二・一四			
		八三・〇八			
		九五・〇六			
		九六・〇六			

		四〇・〇九
		五一・〇六
		五八・〇二
		六五・〇四
		六九・一三
		七〇・〇七
		八二・一五
		九〇・〇四
		九四・〇五

注

1　この表の第三欄において「物品」とは、同欄に掲げる九桁の統計番号（輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）で定める輸入統計品目表の各統計番号をいう。）又は四桁の項番号（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の各項の番号をいう。）に該当する物品とする。

2　関税定率法別表第二十五類から第七十六類まで又は第七十八類から第九十七類までに該当する物品にあっては、関税暫定措置法第八条の二第一項第二号又は第三号に規定する税率の適用を受けるものに限り、同法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。

三　法第八条の二第三項に規定する特別特恵受益国は、アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モーリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソトとする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準の廃止）

2　国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年財務省告示第百三十四号）は、廃止する。

○財務省告示第八十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号の規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第13条第1項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第24条第1項」に改める。

輸入統計品目表第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までの規定、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇五・一〇号から第〇四〇五・九〇号までの規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条第1項」を「畜産経営の安定に関する法律第24条第1項」に改める。